

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

#### (1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、保育所等の子育て支援施設や医療施設、金融機関や郵便局等市民生活を支える生活利便施設が立地しているが、保育所の立地は1箇所にとどまり、高齢者支援施設はほとんど立地がなく、高齢者の居場所事業の運営も1箇所にとどまっている。

今後、少子高齢・人口減少社会が本格的に到来するなかで、子育て世代への支援や増加する高齢者が安心して暮らせるような支援や施設需要の増加への対策は必要不可欠となっている。

#### (2) 取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地」及び「誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地」を実現するため、子どもから高齢者・障がい者まで、誰もが利用できる図書館機能を有する施設の整備事業を促進するとともに、バリアフリー化を前提とした道路整備事業等を行う。

#### (3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (3) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	<b>県道沼津小山線バリアフリー事業</b> [内容] 県道沼津小山線のバリアフリー化事業として、道路側溝の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩行障害物の移設又は撤去を行う。 [実施時期] 平成27～令和2年度	静岡県	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 防災・安全交付金(道路事業) [実施時期] 平成28～令和2年度	

#### (4) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	<b>複合施設整備事業（図書館機能を有する施設）</b> [内容] 平成 27 年度に（都）新橋茱萸沢線の事業認可が下りたことに伴い、図書館機能を有する複合施設の建設を予定している。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	図書館機能、子育て支援機能、生涯学習機能等を有する複合施設を整備することにより、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
2	<b>ヌマヤ跡地利活用事業</b> [内容] スマヤ跡地について、民間活力により利活用を行う。 [実施時期] 令和 3 年度～	民間	ヌマヤ跡地の利活用を通して交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	<b>御殿場地域イベントホール BE-ONE</b> [内容] 市で BE-ONE ビル 3 階フロアを借り上げ、市民が自由に利用できる場所として開放している。 ①キッズスペース ②囲碁・将棋スペース ③ミニ図書室・自習コーナー ④観光客等休憩所・展示スペース ⑤ミーティングコーナー ⑥フリースペース（スタジオ） [実施時期] ①～④：平成 29 年度～ ⑤～⑥：平成 17 年度～	御殿場市	子どもから高齢者まで、多くの市民が利用することにより、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	<b>御殿場市役所駅前サービスセンター</b> [内容] 戸籍や住民票、国民健康保険や国民年金等の各種手続について、市役所に来庁せずに駅前にて手続可能な窓口を設置し、市民の利便性向上を図る。 [実施時期] 平成 9 年度～	御殿場市	市役所での手続を中心に市街地で済ませることを可能とし、市民の利便性が高まるとともに、交流人口の増加が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	<b>御殿場駅東西自由通路バリアフリー事業</b> [内容] 御殿場駅東西自由通路のバリアフリー化事業として、視覚障害者誘導用ブロックの点検・改修等を行う。 [実施時期] 平成 26～令和 2 年度	御殿場市	東西自由通路の改修と併せて、御殿場駅利用者及び御殿場駅東西市街地間の移動の安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
6	<b>市道 0218 号線バリアフリー事業</b> [内容] 市道 0218 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲
7	<b>市道 1649 号線バリアフリー事業</b> [内容] 市道 1649 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		再掲
8	<b>建築物等に関する福祉環境整備事業</b> [内容] 不特定多数の市民が利用する建築物等について、身体障害者・老人・妊婦等も等しく利用できるようにするため、福祉環境を整備する。 [実施時期] 昭和 59 年度～	御殿場市	不特定多数の市民が利用する建築物等を全ての人が利用しやすいものにする事から、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
9	<b>高齢者の居場所運営費補助事業</b> [内容] 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域の支え合い活動を促進するため、高齢者の居場所の運営者に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成 30 年度～	御殿場市	高齢者の居場所を確保し、地域での自立した日常生活の促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
10	<b>健康出張相談事業</b> [内容] 高齢者等に対する健康相談をエビ・スクエアに出張して行うもの。 [実施時期] 平成 16 年度～	地域包括支援センターあすなる	中心市街地の歩行者交通量の増加に寄与し、高齢者の住み慣れた地域における安心した生活の確保に寄与し人口減少を低減させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
11	<b>授乳スペース・オムツ台設置事業</b> [内容] 子育て世代が安心して外出し街歩きができるよう授乳スペース又はオムツ台を設置する。 [実施時期] 平成 7 年度～	御殿場市 ウェルシア薬局 他民間	子育て世代の中心市街地への安心した外出に寄与し、歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
12	<b>民間放課後児童健全育成事業費補助事業</b> [内容] 小学校就学児童の健全な育成を図るため、その保護者が労働等により昼間家庭にいない当該児童に授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与える事業を行う者に対し、補助金を交付する。 [実施時期] 平成 23 年度～	御殿場市	子どもの居場所を確保し、駅に近接した施設であることから駅の利便性を向上させ、歩行者交通量の増加、にぎわいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		